

国際刑事裁判所の設立とその意義

伊 藤 哲 朗

目 次

はじめに	はじめに
I 国際刑事裁判所設立の経緯	
II 国際刑事裁判所規程の概要	
1 国際刑事裁判所の対象犯罪	
(1) 集団殺害罪	
(2) 人道に対する罪	
(3) 戦争犯罪	
(4) 侵略の罪	
(5) 関連事項	
(i) 犯罪構成要件	
(ii) 上官責任	
(iii) 責任阻却事由	
2 国際刑事裁判所の管轄権	
(1) 管轄権行使に対する国家の同意	
(2) 補完性の原則	
3 国連安全保障理事会との関係	
(1) 検察官への付託	
(2) 捜査・訴追の中断	
(3) 侵略の罪	
4 刑事法規定	
(1) 刑事手続の概要	
(2) 罪刑法定主義	
III 国際刑事裁判所設立の意義と今後の問題点	
1 国際法による個人処罰の原則の確立	
2 条約に基づく国際機関—非締約国との関係	
3 規程締約国、非締約国の協力	
4 国際刑事裁判所の独立性と管轄権	
5 日本の立場	
おわりに	

はじめに

2002年7月1日、国際刑事裁判所を設立する規程（「国際刑事裁判所に関するローマ規程」）が所要の60か国を越える国の批准を受けて発効し、オランダのハーグに同裁判所を設立するための準備が開始された。この規程は1994年、国連国際法委員会（International Law Commission）が提出した草案に基づき、国連総会の下に設けられたアドホック委員会および準備委員会で検討された後、1998年、ローマにおける国連主催の外交会議（以下、「外交会議」）において採択されたものである。国際刑事裁判所（International Criminal Court）の設置は、特定の重大な国際犯罪を犯した個人を国際法によって直接、訴追、処罰する常設の国際刑事裁判所をはじめて設けるという点において、国際法の発展上、画期的な意義を持つものである。本稿はまず、国際刑事裁判所設立に至るまでの、国際犯罪を犯した個人を処罰する国際法廷ないし国際裁判所設立の動きを述べ、次に、国際刑事裁判所規程の概要について説明する。その上で、同裁判所設立の意義および今後の問題点について解説することとする。

I 国際刑事裁判所設立の経緯

主として主権国家間の関係を規律する国際法において、国際犯罪を犯した個人を国際法に基づいて裁くという考え方は決して主流であったわけではない。国際法による数少ない個人処罰

の例としては、海賊行為が、古くから「人類一般の敵」とされ、慣習法上、国際法に対する犯罪としていかなる国も実行者個人を処罰するとされていた。また、奴隷売買、麻薬取引、戦争法規違反、国際テロ犯罪等は、条約上の国際犯罪として⁽¹⁾、個人が国内裁判所で訴追・処罰の対象となった。これらの国際犯罪は、国際法の委託をうけて、或いは条約上の義務として、国内裁判所で裁かれるのである。

本国際刑事裁判所の如く、国際法廷において個人の国際犯罪を裁く構想が最初に提起されたのは、第1次世界大戦後のヴェルサイユ平和条約においてである。第1次世界大戦を開始した国家元首の罪を追及するため、同条約227条は、ドイツのウィルヘルム2世を「国際道徳と条約の神聖を傷つけた最高の犯罪」のかどで5戦勝国の裁判官からなる特別裁判所（国際裁判所）で審理することを定めた。しかしながら、亡命先のオランダがウィルヘルム2世の引渡しを拒んだため、この条項は実施されることはなかった。上記の「国際道徳と条約に対する犯罪」は極めて曖昧な概念であるが、一応、不正な戦争を開始・遂行した責任と解せられ、後の侵略の罪又は平和に対する罪に通じる概念と言えよう。ドイツ皇帝訴追の試みにみられる戦争指導者の個人責任追及の傾向は、国際連盟規約に始まる戦争違法化、すなわち違法な戦争を行う国家の責任追及の動きと軌を一にするものである。

その後、第2次世界大戦までの戦間期においては、国際犯罪を裁くための常設的な国際裁判所を設けるための提案がいくつか行われた。まず、国際連盟法律家諮問委員会は1920年、連盟の常設国際司法裁判所（PCIJ）とは別に、「高等司法裁判所」の設立を提案した。次いで、国際法協会と国際刑法協会の両学会は、それぞれ1926年および1928年に、PCIJの内部機構として刑事特別裁判部を設置する案を提案している。（いずれの提案においても、管轄対象犯罪は、国際法違反又は国際刑事責任といった漠然とした規定ぶりである。）さらに1937年、国際連盟の下で、

「テロリズムの防止及び処罰に関する条約」と「国際刑事裁判所の創設に関する条約」が採択され、専ら国際テロ犯罪を裁くことを任務とする国際刑事裁判所の設立が企図されたが、これら条約は発効にはいたらなかった。

ヴェルサイユ条約227条に示された戦争責任者処罰の概念は、第2次世界大戦後のニュルンベルグおよび東京の国際軍事裁判所によって実現される。ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例6条は、「通例の戦争犯罪」のほか「平和に対する罪」および「人道に対する罪」を対象犯罪とし、「平和に対する罪」を侵略戦争又は条約等に違反する戦争の準備、遂行と定義するとともに、同7条は、これらの罪に関連して、国家机关の地位にある者の個人責任を明確にした。両国際軍事裁判については、戦勝国の任命した裁判官による、事後的に定められた原則に基づいた裁判という批判はあるが、はじめて平和に対する罪および人道に対する罪を概念規定し、これらの罪に責任のある個人を国際裁判所において処罰した点において画期的である。ただし、両裁判所は特定の戦争犯罪について、アドホックに設置されたものであり、時間的、人的、場所的に限定された管轄権を持つことは留意されなければならない。ニュルンベルグ条例によって認められた国際法の諸原則（国家元首の免責不可、上官命令抗弁の不可、平和の罪等の可罰性等）は、国連総会の決議に基づき1950年、国連国際法委員会が「ニュルンベルグ諸原則」として公式に採択した⁽²⁾。

他方、常設の国際刑事裁判所構想は、1948年に採択されたジェノサイド条約（「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」）の6条で規定されており（領域国の裁判所とともにジェノサイド罪の管轄裁判所とされる）、国連総会で検討されたが、国家主権の侵害を恐れる諸国の反対により1954年、棚上げされ、その後の長い冷戦期間中、凍結されることとなる。1989年、国連総会において、カリブ・ラテンアメリカ16か国が麻薬取引を含む国際犯罪を審理する国際刑事裁判所の

設立を提案したのをうけて、同年および1992年、右提案の検討が国際法委員会に付託された。ちょうどその頃発生した旧ユーゴスラビアおよびルワンダでの非人道的行為に関連して、国連安全保障理事会（以下、「安保理」とする）は1993年と1994年、それぞれにつき、アドホックの国際刑事裁判所を設置した。⁽³⁾ 東西冷戦の終結に伴う国際的融和および上記諸国における非人道的行為の責任者処罰への強い国際世論の高まりを背景に、常設の国際刑事裁判所設立に向けての動きは加速されることになる。付託を受けた国際法委員会は1994年、国際刑事裁判所規程草案を国連総会に提出し、同草案は総会のアドホック委員会及び準備委員会で検討された。

1998年、ローマで国連主催の外交会議が開催され、160か国の代表が参加し、33の国際機関、236の非政府機関（NGO）がオブザーバー参加した。会議においては、準備委員会が提出した草案に基づいて審議が行われ、同年7月17日、国際刑事裁判所規程が賛成120、反対7、棄権21の表決により採択された。直ちに、各国による署名、批准の手続きが開始され、2002年6月までに、規程上の発効要件である60か国以上の批准が完了した結果、2002年7月1日、同規程は発効した。

II 国際刑事裁判所規程の概要

国際刑事裁判所規程（以下、「規程」とする）は前文と128の条文から成り、裁判所の組織、対象犯罪、罰則、刑法総則、裁判所の管轄権、捜査・公判・上訴・司法協力等の刑事手続規定等により構成される。本章では、規程の主要内容として、対象犯罪、裁判所の管轄権および刑事手続について、解説する。

1 国際刑事裁判所の対象犯罪

国際刑事裁判所（以下、「裁判所」とする）は、国際社会が関心をもつ最も重大な国際犯罪を対象とし、比較的軽微な国際犯罪は扱わない。規

程はそのような犯罪として、集団殺害罪（ジェノサイド罪）、戦争犯罪、人道に対する罪の三つをあげている。その他に、規程5条は侵略の罪に言及しているが、この点については外交会議で合意が得られず、今後の締約国会合での作業を通じて、侵略の定義および管轄権行使の条件が定められ、規程に所要の改正がなされてはじめて対象犯罪となることとされた。また、上記三類型の犯罪であればすべて裁判所の対象犯罪となるわけではなく、「最も重大な」ものに限られる。（規程1条および17条(d)）その重大性の基準は、ジェノサイド罪については、ジェノサイド条約から準用した定義から判断されるが、人道に対する罪については、「広範な又は組織的な攻撃の一部として行われたとき」、戦争犯罪については、「犯罪の計画又は政策の一部として、又は大規模に行われた犯罪の一部として行われたとき」最も重大な犯罪として裁判所の対象犯罪となるとされる。

なお、国際犯罪の中には、多国間条約によって国際犯罪と定められ、締約国の国内裁判所で処罰することが義務づけられるものがあるが、国際刑事裁判所はかかる「条約犯罪」は対象としないこととなった。外交会議においては、そのような犯罪である国際テロ犯罪、麻薬犯罪等も含めるべきとの強い意見があったが、結局、発効の7年後に開かれる再検討会議での検討課題とされた。

規程5条に掲げられた四つの重要犯罪（コアクライム）等の概要は次のとおりである。

(1) 集団殺害罪

集団殺害罪（ジェノサイド罪）は、1948年に採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」によって国際法上の犯罪とされ、これを管轄する裁判所として、犯罪行為が行われた領域国の国内裁判所又は将来設立される国際刑事裁判所が予定されている。（同条約の当事国数130か国、日本は未加入）したがって、外交会議において、ジェノサイド罪を国際刑事裁判所

の対象犯罪とすることについては異論はなく、ジェノサイドの定義も同条約2条の定義がそのまま引用された。すなわち、ジェノサイドとは、「国民的、民族的、人種的又は宗教的集団の全部又は一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる」行為であり、具体的には、集団構成員の殺害、集団構成員に対する重大な肉体的又は精神的危害、身体的破壊をもたらすよう意図された生活条件を故意に課すこと、集団内の出生を妨げる措置、集団の子供の強制的移送などである。なお、外交会議では、集団の種類として、上記に掲げられるもの他に、社会的、政治的集団を追加する意見が出されたが、これは採用されなかった。

(2) 人道に対する罪

人道に対する罪の概念は、第2次世界大戦後、連合国が戦時中のナチスのユダヤ人迫害を訴追する必要上、国際法の歴史の中ではじめて登場した。当時の慣習国際法では、敵国の文民たるユダヤ人の迫害は戦争法規違反としての国際犯罪を構成しうるが、同盟国（オーストリア、ハンガリー等）および自国（ドイツ）のユダヤ人の迫害には戦争法は適用されず、他に適用可能な国際法規は存在しなかった。特に、ドイツ国籍のユダヤ人については、ドイツ国内法が適用されるべしとの見解が支配的であった。このような状況の中で、ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例6条(c)は、人道に対する罪をはじめて設け、次のように定義した。（同様の規定は極東国際軍事裁判所条例5条(e)にもみられる。）

「犯罪の行われた国の国内法に違反すると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属するいずれかの犯罪の遂行として、又はこれに関連して行われるところの、戦前又は戦時中におけるすべての一般国民に対して犯された殺人、殲滅、奴隷化、強制的移送およびその他の非人道的行為若しくは政治的、人種的、又は宗教的理由に基づく迫害」

最近では、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所およびルワンダ国際刑事裁判所（以下、それぞれ、「旧ユーゴ裁判所」、「ルワンダ裁判所」とする）の規定においても、人道に対する罪は対象となる国際犯罪とされており、この概念は現在では慣習国際法化したものとみなされる。

国際刑事裁判所規程は、人道に対する罪を対象とするとともに、条約上はじめてこの罪を詳細に定義した。また、ニュルンベルグ国際軍事裁判所が、人道に対する罪を平和に対する罪や戦争犯罪の結果として、又はそれと関連して行われたときのみ認め、限定的な運用を行ったのに対し（例えば、第2次世界大戦以前に行われた対ユダヤ人犯罪を対象外とした。）、かかる武力紛争との関連づけを排除した。規程7条1項は、まず、人道に対する罪を次のように定める。

「人道に対する罪とは、文民たる住民に対して行われる広範な又は組織的な攻撃の一部として、攻撃であることを了知して行われる次の行為のいずれかをいう。」

次いで、非人道的行為の具体的形態として、殺人、殲滅、奴隷化状態、拘禁、拷問、強姦等の性的暴力、アパルトヘイトなどの11の行為を列挙している。ここでは、国際刑事裁判所の対象犯罪となるための「重大性の基準」は、非人道的行為が広範に行われるか組織的に（国又は組織の政策に従って）行われるかのどちらかである。散発的で、組織的でない行為は含まれない。さらに、「そのような攻撃であることを了知して」行う行為であるとして、主観的要素を加えている。なお、これらの行為が武力紛争中あるいは占領地において行われる場合は、人道に対する罪と戦争犯罪の双方に該当する可能性がある。

(3) 戦争犯罪

ここでいう戦争犯罪は、狭義の戦争犯罪又は通例の戦争犯罪と呼ばれるものであって、軍隊

構成員による交戦法規違反を中心として、古くから慣習国際法として認められてきた概念である。これに対して、広義の戦争犯罪に含まれる平和に対する罪又は侵略の罪は、第2次世界大戦後の国際軍事裁判ではじめて処罰の対象とされ、不正な戦争（侵略戦争）を開始、指導した責任を問うものであり（次項参照）、前者の戦争犯罪とは区別されなければならない。

通例の戦争犯罪については、19世紀末より多くの国際条約が結ばれているが、その主要なものは、1907年のハーグ諸条約、1949年のジュネーブ4条約および1977年の二つのジュネーブ条約追加議定書である。国際刑事裁判所規程は、基本的にこれら戦争犯罪に関する既存条約に依拠しつつ、対象犯罪たる戦争犯罪を規定しているが、すべてのものを取り込んでいるわけではない。例えば、化学兵器禁止条約の規制対象物質の一部および生物兵器の使用は対象犯罪とされていない。これは、核兵器を含めるか否かにつき外交会議が紛糾した結果、核兵器が除外されたのに伴い、同じ大量破壊兵器として一括して除外されたためである。他方、今まで戦争犯罪と認識されていなかった行為を対象犯罪としているケースもある。（例：環境損壊、自国民たる児童の敵対行為使用）

規程は、戦争犯罪が裁判所の管轄に入るための重大性の基準として、8条1項において、「戦争犯罪に関して、特に計画若しくは政策の一環として行われた場合又は大規模な当該犯罪の一部として行われた場合」とした。これは、組織性又は大規模性があることを条件とする立場と、かかる条件を一切設けない立場との間の妥協の産物とされるが、「特に」を加えたことによっても、単発的行為が排除されるわけでもなく、結果的にあらゆる重大性基準の戦争犯罪が対象となったとの解釈も可能となっている。

次に、列举された戦争犯罪の内容については、規程は、対象となる戦争犯罪を国際的武力紛争と国内的武力紛争に分けた。国際的武力紛争については、まず、ジュネーブ4条約で保護され

る者（傷病兵、捕虜、文民）又は財産に対する同条約の重大な違反行為として、被保護者の殺人、拷問又は非人道的待遇、身体・財産に対する重大な苦痛・傷害、不法かつ恣意的な財産の破壊又は徴発、強制服務、公正な裁判の権利の否定、不法な追放、移送又は拘禁、人質の8行為を挙げている。続いて、その他の戦争法違反（「国際法の確立された枠組みにおける、国際的武力紛争に適用される法規及び慣例のその他の著しい違反」）として、第1追加議定書やハーグ陸戦法規等に依拠する26の行為⁽⁴⁾を列举している。

非国際的武力紛争は、内戦等における政府と反政府団体との武力紛争であり、そこでの同団体による敵対行為は、政府が交戦団体の承認を行わない限り非合法なものであるが、いずれにしても、本来、非国際的武力紛争における違法行為は国内刑事法のみによって裁かれるものである。その意味で、規程が、非国際的武力紛争における犯罪行為を戦争犯罪と定め、その管轄権の対象としたことは、従来の戦争法の枠組みを変えるものである。その背景には、非人道的行為は国際的紛争、国内的紛争を問わず、処罰されるべきであるとの人道的考慮、そして、国内的紛争における人道法違反行為、特に、政府側によるものは国内裁判所で訴追されることが期待できないとの考えがあると思われる。非国際的武力紛争について、規程は、ジュネーブ諸条約共通第3条（4条約に共通）をそのまま引用し、敵対行為に参加しない者に対する、①殺人、傷害、虐待、拷問、②個人の尊厳に対する侵害、③人質、④正当な裁判の否定、を戦争犯罪とするとともに、上述の26行為から非国際的紛争に適用可能なものを抽出し、12の行為⁽⁵⁾を列举している。いずれの場合にも、国際的性質を有しない武力紛争には、「暴動、単発および散発の暴力行為並びに他の類似の性質を有する国内的な騷擾および緊張の事態」は該当しないと明記している。

(4) 侵略の罪

前述のとおり、侵略の罪に関しては外交会議での合意が得られなかった結果、規程5条1項に記載されるも、裁判所の対象犯罪にはなっていない。発効の7年後に開かれる規程再検討会議で、定義および管轄権行使の条件が定められてはじめて対象犯罪になることとなった。

侵略の罪に関して外交会議で問題とされた点は二つあり、その第一は侵略の定義である。侵略の罪はニュルンベルグおよび東京の国際軍事裁判所で訴追された「平和に対する罪」に近い概念であると思われるが、これら裁判所の条例では、「平和に対する罪」は侵略戦争又は国際法等に違反する戦争の計画、実行と規定されているにすぎない。他方、1974年に国連総会が「侵略の定義に関する決議」を採択したが、これは安保理が侵略の存否を認定するに当たって考慮に入れるべきガイドラインというべきものである。同決議は、他国領域への軍事攻撃、軍隊の侵入、その結果としての他国領域の併合等を侵略行為の具体的事例として挙げるが、同時に、安保理はその他の行為を侵略行為に該当するとの決定も行いうるし、「他の関連状況」に照らして侵略が存在しないとの決定を下せるとしている。侵略は一般に、他国の領土保全、政治的独立を侵害する武力行使を意味するが、これを法的に厳密性をもって定義することは容易ではない。さらに、侵略の刑事責任を個人に問う場合、犯罪としての侵略の構成要件を確定する必要があるが、一般的に妥当する形でそれを定めるのは極めて困難である。

次に、問題となったのが、以上の問題とも関連するが、裁判所と安保理との関係である。安保理は、国際の平和と安全の維持に主要な責任を持つ機関として、国連憲章39条に基づき、侵略行為の存在を認定し必要な強制措置をとる権限を持つ。これは、国際平和の維持のため侵略国家に制裁を課すという極めて政治的な任務である。因みに、安保理がある事態を侵略行為と認定し、その結果として当該国家に制裁措置を

とったことは、国連の長い歴史上未だかつてない。⁽⁶⁾ 国際刑事裁判所が侵略の罪により個人を裁く場合、定められた犯罪構成要件に従って司法的判断を下すこととなるが、両機関の判定が一致する保証は必ずしもない。そこで、司法の独立の観点からは、裁判所は安保理の行動に影響されることなく独自の判断を下すべきとの主張がなされる。他方において、追及されるのが国家の責任か国家指導者たる個人の責任かの違いはあるにせよ、問題とされるのは侵略という一つの行為であるので、その有無について、異なる判断が併存するのはおかしいという強力な議論があった。上述のように、侵略の罪については将来の検討に委ねられているが、そのうち安保理との関係については、規程5条2項第2文で、「侵略の罪についての規定は国連憲章の関連規定と両立するものでなくてはならない」とされ、憲章39条の安保理の認定権の優先を強く示唆するものとなっていることには留意しなければならない。いずれにしても侵略に関しては、国家責任が問われるだけでなく、それを実行した個人の責任者も罰せられるべきであるとの一致した認識がみられたことは確かである。国家が賠償責任等を課せられるだけでは十分でなく、責任ある国家指導者が罰せられてはじめて、有効な抑止効果を発揮するとの考え方が一般化しているのである。

(5) 関連事項

上記(1)―(3)の対象犯罪に関連する事項として、犯罪構成要件、上官責任および責任阻却事由について以下に解説する。

(i) 犯罪構成要件

規程中の対象犯罪に関する条文(6―8条)は当該犯罪の刑罰規定として用いられるが、これら条文の中には、処罰のための国内法の介在を予定する他の既存条約の条文や、そもそも刑罰規定として用いられることを想定しない条約条文も入り込んでいる。このため刑罰法規として十分明確でないという問題が指摘された。そ

の結果、規程本体とは別に犯罪構成要件文書が必要とされ、規程発効後にこれを作成することとなった。規程9条1項において、犯罪構成要件文書は6—8条の解釈と適用において裁判所を「assist」する指針と位置づけられている。

(ii) 上官責任

規程においては、裁判所の管轄する犯罪を犯した部下の行為に対する上官の責任についても定められている。規程は軍司令官とその他の上官（文民を含む）の場合に分け、軍司令官は、① 自己の統制の下にある軍隊が犯罪を現に行っていること、もしくは行おうとしていることを認識していたか、又はその時の状況から認識すべきであったとき、および② 犯罪を防止し、又は処罰するため必要かつ合理的なあらゆる措置をとらなかったとき、の2要件を満たした場合、右犯罪について刑事責任を負う。その他の上官の場合は、以上の軍司令官の刑事責任に比べて、次の2点においてその責任範囲が狭くなっている。第一に、軍司令官は犯罪の存在を「その時の状況から認識すべきであったとき」その責任を問われ、過失責任まで追及されるのに対して、その他の上官については、部下が犯罪を行っているか、又は、行おうとしていることを「明確に示す情報を意識的に無視したとき」、すなわち、認識ある過失による責任に限定されている。第二に、軍司令官は指揮下にある部隊を包括的に監督しており、その全犯罪行為に責任を負うのにたいし、その他の上官はその責任の範囲内の活動に関する部下の犯罪についてのみ責任を負う。

(iii) 責任阻却理由

規程は刑事責任が阻却される事由（免責事由）を定めているが、まず、公的資格はいかなる場合も免責事由にならず、国家元首などもその地位にあることをもって免責されることはない。次に、一般的免責事由として、精神疾患又は酩酊状態による責任能力の欠如、正当防衛、切迫した脅威を避けるための避難行為を挙げている。ただし、酩酊の場合は、酩酊の結果、犯罪

行為を行う蓋然性を認識しながら、又はそうした危険を無視して自らの意志で酩酊状態に陥った場合は除かれる。正当防衛は、基本的に生命および身体の防衛に限られ、戦争犯罪の場合に限って生存に必要な財産の防衛が認められる。その他、裁判所は、国際法の原則や法の一般原則に基づく刑事責任阻却事由を考慮することができる。

なお、上官命令は一般的な免責事由にはならない。上官命令の抗弁が認められるのは、①当該個人が上官命令に従うべき法的義務を負っていること、②当該個人が、命令が違法であることを知らなかったこと、③当該命令が明白には違法ではないこと（ジェノサイド罪ないし人道に対する罪の実施命令は明確に違法であるとみなされる）、のすべての要件が満たされる場合のみである。

2 国際刑事裁判所の管轄権

一般的に裁判所の管轄権とは、一定の準拠法にのっとり事案の審理、判決の執行を行う権限をいい、国際刑事裁判所の場合は、検察機能もあわせ持つので、捜査、起訴などの権限も含む。管轄権の問題は、規程の採択に至る上で最大の問題であった。それは、第一に、国際刑事裁判所が管轄権を行使する前提条件として関係国の同意が必要かどうか、第二に、国際刑事裁判所と国内裁判所との関係である。いずれも、国際刑事裁判所の管轄権と国家の司法主権の関係をどう調整するかという問題である。外交会議では、この点をめぐって、強力で独立した裁判所を設立するため広範な管轄権を求める積極推進派の諸国、国家主権の侵蝕を恐れて限定的な管轄権しか認めようとする諸国、およびその中間にあって、実効的な裁判所を目指してできるだけ多くの国の参加を得ようとする現実派の諸国の間で厳しい交渉が行われた。以下に、上記2点に関する議論およびその結果について紹介する。

(1) 管轄権行使に対する国家の同意

(i) 最も重大な国際犯罪を裁く国際刑事裁判所の設立条約に加入することは、当然に当該犯罪についての同裁判所の管轄権を認めることを意味すると思われるが、外交会議では、まさにその点が問題となった。従来、国際法上の犯罪は、いずれかの国の国内裁判所で訴追、処罰されてきた。その際の管轄権を有する国の基準としては、属地主義（犯罪発生地の領域国）、属人主義（被疑者の国籍国—積極的属人主義、被害者の国籍国—消極的属人主義）、保護主義（以上の他に何らかの国内法益を害された国）などがある。消極派の主張は、裁判所が対象犯罪を訴追する場合でも、上記関係国の事前の同意を得るべきであるとする。この主張を補強する議論として、犯罪の証拠、被疑者の身柄を保有する可能性の高いこれら関係国の協力を得る必要上、そのような国の同意があるほうが望ましいとされた。これに対して積極派は、かかる同意を要求することは裁判所の意義を損なうと主張する。管轄権保有の基準としては、上記のほかに、犯罪に関係のない国も含めあらゆる国が処罰し得るとする普遍主義の考え方があるが（例えば海賊行為）、裁判所の3つの対象犯罪の多くは、同様に、個々の国家法益ではなく、国際社会全体の法益の侵害と観念され、犯罪との関係の有無を問わず、すべての国が管轄権を持つとされるものである。そうであれば、国際刑事裁判所も当然管轄権を認められべきであるというのが積極派の主張である。これらの異なる主張を体現する提案として、関係国の同意を一切要求しない案、犯罪地国および被疑者国籍国の同意を必要とする案、そして中間的な諸案が提案された。関係国の同意の有無の問題は、規程の効力が非締約国にどのように及ぶかの問題も含めて検討された。

(ii) 管轄権の問題は、外交会議で最後まで紛糾し、コンセンサスが得られないまま最終日に「最終一括提案」が表決に付された上で採択されるという、この種の交渉会議としては異例の

決着となった。採択された規程の12条によれば、規程締約国は締約国になることにより、対象犯罪に関する裁判所の管轄権を受諾することとされ（包括的受諾）、したがって締約国については、個別の管轄権行使に対する関係国の同意は必要とされない。次に、12条2項は、犯罪地国および被疑者国籍国に該当する国のうち少なくとも一か国が規程締約国であるか、又は当該事件につき管轄権受諾の宣言を行っている非締約国である場合、裁判所は管轄権を行使できている。なお、これら規程は、締約国による事案の検察官への付託および職権による捜査の開始の場合に適用され、国連安保理による付託の場合は、関係国の同意は問題とされない。12条2項の意味するところは、犯罪の発生地ないし被疑者の本国という形で関係する全ての国が非締約国である場合でも、そのうち一か国が管轄権受諾宣言を行えば（一か国でも締約国である場合は勿論）、裁判所は管轄権を行使できることである。かかる規定の背景には、非締約国たる被疑者本国の拒否という理由のみで、裁判所が機能し得なくなることにに対する危惧がある。

なお、裁判所の広範な管轄権に消極的な国が規程に参加し易くなるように、経過措置（124条）が挿入され、戦争犯罪に限り、規程加入後7年間は、自国が犯罪地国又は被疑者国籍国である場合、裁判所の管轄権を排除する旨、規程加入時に宣言できることとなった。

(iii) かかる経過措置にもかかわらず、米国は「最終一括提案」に反対票を投じた。米国の具体的懸念は、同盟国の防衛のために世界中に派遣されている米軍の構成員が、米国の同意なしに、国際刑事裁判所によって訴追されることである。外交会議で米国は、戦争犯罪および人道の罪については、規程に参加する際、裁判所の管轄権を受諾するか否かを選択できるとするオプト・イン方式、あるいは管轄権行使に当たって、犯罪地国および被疑者国籍国双方の同意を必要とする案等を提案した。いずれも米国に自国民訴追に対する拒否権を与えるものである。

さらに、米国が強い否定的態度を示したのが、裁判所の管轄権が非締約国の国民についても行使され得る点である。すなわち、米国が規程に参加しない場合においても、他国の領域で行われた犯罪に関し、米軍兵士が国際刑事裁判所で訴追されることがあり得る（領域国が締約国又は受諾宣言を行った非締約国の場合）ことは受容し難いという主張である。この主張は、本裁判所は規程という条約に基礎を置くのであり、条約締約国のみが条約規定に拘束されるというのが条約法の基本原理であること、補完性の原則（後述）は、非締約国を含む諸国に、合法的と考える活動についての捜査を要求するので、この問題の解決にはならないこと、国際平和と安全を維持するための米国の介入行動は新しい重大な法的、政治的リスクを負うこと、などを挙げる。⁽⁷⁾

米国の主張に対して行われた法理論上の反論は、およそ次のように要約される。

「本規程の対象犯罪の多くは、国際社会全体の法益を害するものとして、普遍的管轄権の対象となるものであり、すべての国が管轄権を行使し得るのであるから、当然、国際刑事裁判所も行使し得るべきである。このように、国際犯罪に関して、締約国の国内裁判所による非締約国国民の訴追を認める既存条約で米国自身も参加しているものがある。刑事責任を問われるのは国家ではなく個人であるが、国家が外交的保護権に基づき、自国民被疑者の外国での訴追を阻止することはできない。すなわち、自国民を処罰する権限（属人的管轄権）が他国の属地的管轄権又は国際刑事裁判所の管轄権より優先するとは言えない。（複数の国の間で管轄権が競合する場合、これを調整する国際法上の一般的ルールはない。）」

裁判所の機能の見地からも、非締約国たる被疑者国籍国の同意を管轄権行使の絶対的条件とすることは、多くの対象犯罪を裁判所の管轄外に置くことになりかねず、多数の国の受け入れ得るところではなかった。上記のように、採択

された規程において米国の主張は基本的に拒けられたが、他方、裁判所の管轄権が完全に認められたわけではなく、部分的な関係国の同意が必要とされているため、裁判所の十分な管轄権を望む者にとっては不満が残る結果となっている。

(2) 補完性の原則

(i) 国際刑事裁判所が、ある事案について関係国の同意というテストを通過して管轄権を持つと認められる場合でも、更に一つの条件をクリアしなければならない。これが、「補完性の原則」と呼ばれるもので、国内裁判所が被疑者を捜査、訴追する意志と能力を有すると認められる限り、国際刑事裁判所は管轄権を行使できないことを意味する。国際刑事裁判所の機能は国内裁判所を補完することであって、それを代替することではないというこの原則は、国際刑事裁判所の基本的性格を表わしている。特定の事案につき、双方の管轄権が競合するとき、一定の条件のもとに国内裁判所の管轄権が優先する原則とも言えよう。この点は、旧ユーゴ裁判所およびルワンダ裁判所が国内裁判所に優先する管轄権を持つのと比べて、対照的である。本原則は、外交会議の参加国によって比較的問題なく受入れられたが、刑事裁判権という国家主権を超越する国際裁判所への同意は得られないという、分権的な国際社会の現状を反映するものといえよう。

(ii) 補完性の原則は、規程の前文10項および1条で「各国の刑事裁判権を補完する」と規定されているが、その実体的な内容は17条から20条にかけて、次のように規定されている。

(a) 裁判所が事案の受理可能性を決定する際、次の場合は受理不能であり、その結果、国内裁判手続が続行、ないし裁判結果が確定する。

- ① 当該事案につき、ある国が現に捜査又は起訴を行っている場合
- ② 捜査し、かつ不起訴を決定した場合
- ③ 当該被疑者が既に国内裁判所で裁判され

ており、国際刑事裁判所で裁判することが一事不再理の規則(20条)に反する場合
(b) ただし、当該国が真正に上記捜査又は起訴を行う意志又は能力を有しない場合、国際刑事裁判所は事案を受理できる。意志の判断基準は次のとおりである。

- ① 被疑者を刑事責任から置く目的で、手続又は決定が行われたこと
- ② 被疑者を裁判にかけようとする意図と両立しない手続上の不当な遅延があったこと
- ③ 手続が独立してもしくは公平に行われず、被疑者を裁判にかけようとする意図と両立しない方法で行われたこと

上記の一事不再理の規則についても(判決が出ている場合でも)、本項①又は③の理由がある場合、真正な意志の欠如とみなされ、裁判所は受理できる。能力の欠如については、国内司法制度の全面的又は実質的な崩壊又は機能麻痺により、被疑者の身柄や必要な証拠、証言が確保できないか、もしくはその他の理由で裁判手続を遂行できないかが考慮される。
(c) 国際刑事裁判所による事案の受理可能性の決定は、概略次の手続に従って行われる。

裁判所の検察官は、締約国からの付託による、又は自らの職権による捜査を開始するに当たって(安保理による付託の場合は除く)、全ての締約国および関係すると思われる非締約国に対して、捜査を開始する旨の通報を行う。この通報後一か月以内に、通報を受けた国は当該事案については自国で捜査している旨を通知できる。さらに、その国が要請すれば、検察官は捜査をその国へ委譲しなければならない。ただし、裁判所の予審裁判部が検察官に捜査を許可した場合、この委譲義務はない。事案に対する裁判所の管轄権の有無、その受理可能性については裁判所自身が確認する。これに対して、被告人、捜査を行っている国等は公判開始前又は開始時の一回に限り、異議申立てを行うことができる。異議申立てに対する予審裁判部又は第一審裁判部の

決定に対して上訴裁判部への上訴が認められる。(裁判所の組織については(注)8参照)⁽⁸⁾

(d) 国際刑事裁判所の補完的性格は、国際社会の現状では、同裁判所を実現するためには、国家の刑事裁判権に基礎を置くほかはないという認識にもとづいている。補完性の原則は、国家主権を重視する諸国を満足させるものであるが、同時に、同原則の具体的規定よりは強い裁判所を希求する諸国の期待にも応える内容となっている。何故ならば、受理可能性の決定から上訴裁判部の決定にいたる一連の手続規定の解釈運用が裁判所自身に委ねられているからである。裁判所に付託された事案について、国内裁判所が既に捜査等を行っている場合でも、その真正さ、能力については裁判所が厳正に審査できる体制になっているのである。

3 国連安全保障理事会との関係

国際刑事裁判所は条約によって設立された国際機関であり、国連との機構的連関はない。しかしながら、その扱う国際犯罪の多くは国際平和と安全を脅かす性質のものであり、国際平和と安全の維持に責任を有する安全保障理事会との連携は当然考慮されなければならない。規程において、安保理が裁判所と関わりを持つのは、検察官への事案の付託、捜査、訴追の停止および侵略の罪の3点である。

(1) 検察官への付託

裁判所の検察官が捜査を開始できるメカニズムは、締約国による付託および職権捜査のほか、安保理による付託が想定されている。安保理は、国連憲章7章(集団安全保障措置)に基づいて、対象犯罪が犯されたと思われる事態を裁判所に付託できる。7章下の安保理の行動は全加盟国を拘束するので、安保理による付託の場合、裁判所の管轄権行使に対して関係国の同意は必要とされない。しかし、補完性の原則の適用は免れ得ず、安保理が付託した事案で

あっても関係国の国内裁判所が捜査等を開始していれば、当該国内裁判所に委ねられる。

(2) 捜査・訴追の中断

安保理は、さらに、7章の下で採択する決議により、裁判所が始めた捜査、訴追を12か月間（更新可能）停止させることができる。（16条）これは、安保理が「平和に対する脅威」等の認定を行い、国際平和のための行動をとっているときには、安保理の活動を優先する規定であり、安保理の平和維持機能の重要性に鑑みれば、やむを得ないものとして、挿入されたものである。（下記Ⅲ4参照）裁判所と安保理との連携については、別途結ばれる両者間の協定によって定められる。

(3) 侵略の罪

侵略の罪については、前記1(4)で述べたとおり、将来、これが裁判所の対象犯罪に加えられる場合、裁判所の司法判断は安保理の侵略行為の存在の認定を前提とする規定ぶりになる可能性が高い。個人の侵略の罪が国家の侵略行為を前提とする以上、まず、安保理による国家の侵略行為の認定がなければならないとするのは論理的である。

4 刑事法規定

国際刑事裁判所は、適用すべき刑法の基本原則（刑法総則）および捜査から公判、刑の執行に至るまでの刑事手続について相当に整備された規定を備えている。裁判対象の事件や地域が特定されていた従来の臨時の国際裁判所の刑事法規定は明確性を欠いていたが、常設の刑事裁判所としては、これは当然のことである。国内刑事法は法に基づく処罰の原則と被告人の人権尊重の原則の上に成り立っているが、本裁判所規程もこれら原則を充分踏まえている。特に、犯罪の処罰のみでなく、人権の保護にも配慮していることは評価される。しかしながら、様々な法体系が併存している今日の国際社会の中で、

これらとは独立した、一貫性を持った国際刑事法体系を創設する作業は容易でなく、そのため、捜査手続、公判手続、証拠規則などについては、充分詳細に規定されなかった点も少なくない。この点は、手続・証拠規則文書で定められる。

規程に盛り込まれている刑法総則規定は、罪刑法定主義、遡及処罰の禁止、人的管轄権が18才以上の自然人に限り、法人に及ばないこと、上官責任と上官命令に従う部下の責任（1(5)(ii)参照）、時効不適用、刑事責任阻却事由（1(5)(iii)参照）等である。以下に、裁判所における刑事手続の概要および刑法総則のうち罪刑法定主義の規定につき説明する。

(1) 刑事手続の概要

対象犯罪が行われていると考えられる場合、締約国又は安保理がその事態を裁判所の検察官に付託する。検察官は提供された情報に基づいて、また、裁判所の管轄権、関係国（非締約国の場合）の同意の有無を確認した上で、捜査を行うかどうかを判断する。また、検察官は予審裁判部の許可を得て、みずから職権で捜査を開始できる。職権捜査については、検察官による捜査権限の乱用を懸念し、反対する意見があったが、政治的要請によって行動することがあり得る締約国、安保理による付託のみでは十分ではないという考慮から、結局、予審裁判部の許可を条件として認められることになった。被疑者の身柄の確保については、予審裁判部が検察官の請求により、逮捕状又は召喚状を発付する。逮捕状の執行、被疑者の裁判所への引渡しは締約国の協力によって行われるが、司法制度が有効に機能していない締約国においては、検察官が予審裁判部の許可を得て、現地に赴いて捜査を行い、直接、逮捕状を執行することができる。被疑者が裁判所に引渡されると、予審裁判部は起訴事実確認の手続を行い、確認されると、第1審裁判部での審理が開始される。このように、予審裁判部が、職権捜査開始の許可、逮捕状等の令状の発布、起訴事実の確認等、検察官の捜

査をコントロールする仕組になっていることが特徴的である。

公判では、公開かつ公平、迅速な裁判が保障される。被疑者、被告人に対しては、捜査・公判を通じて種々の権利保障があり、犯罪被害者に対しては、身体的、精神的保護、プライバシーの保護、意見陳述の機会の保障、有罪判決の場合の被害者への賠償命令等、手厚い配慮が可能となる制度が規定されている。一審判決に対しては、検察官と有罪判決を受けた者による上訴が認められ、また、再審の制度もある。刑の執行については、刑の執行を受諾している締約国の中から裁判所が執行国を指定する。そのような締約国がない場合には、裁判所の所在地であるオランダの受刑施設において行われる。

(2) 罪刑法定主義

紙幅の都合により、刑法総則のうち、特に注目される罪刑法定主義の規定につき解説する。

第2次世界大戦後の国際軍事裁判では、平和に対する罪と人道に対する罪という新たな概念も用いて、訴追、処罰が行われ、これに対しては、事後立法による処罰であり、罪刑法定主義に反するとの批判がなされた。恣意的な処罰の防止を目的とするこの原則は国際刑事裁判所規程においては、明確に規定されている。

犯罪の法定については、実行時に裁判所の管轄権に属する犯罪を構成しない行為については刑事責任を問われない旨が規定され、管轄権に属する犯罪として、5条から8条に規定されている。これは、慣習国際法による処罰を排除するものである。「自由権規約」⁽⁹⁾はそのような処罰を許容している)

刑罰の法定については、「裁判所によって有罪とされた者は、この規程に従ってのみ処罰される」(23条)とされ、刑種として、無期又は30年以下の拘禁刑、罰金の併科、犯罪から生じた財産の没収が定められている。このように、規程には包括的な刑種の規定しかなく、犯罪類型毎の個別の法定刑がないことは、刑罰法定の

趣旨を減殺しているが、裁判所の対象犯罪が限定されていること、詳細な法定刑につき各国の合意を得ることが困難であったこと等がその背景にあると思われる。なお、刑罰の中に死刑を加えるかどうかが大きな問題となったが(主として、死刑に反対する西欧諸国と死刑の導入を主張するイスラム諸国の間の対立)、結局、各国の刑罰の適用に何ら影響を与えるものではない旨を規程中に明記することで、死刑を含めないことが合意された。罪刑法定主義の派生原則である遡及処罰の禁止についても、規程発効前の行為については、本規程に基づく刑事責任を問われない旨(24条1項)が規定されている。規程改正の際の新法も遡及適用されないが、被告人に有利に改正された場合は、その限りではない。(同条2項)

III 国際刑事裁判所設立の意義と今後の問題点

国際刑事裁判所規程が採択された1998年から2002年までの間、準備委員会において裁判所の発足、運営に必要な各種の規則文書が検討され、規程発効直後の2002年9月、ニューヨークで開かれた第1回締約国会合においてこれら文書が採択された。具体的には、手続・証拠規則、犯罪構成要件文書、締約国会合手続規則、財政規則、特権免除協定、裁判所本部協定の原則および裁判所と国連の関係に関する協定案である。続いて、2003年2月には、締約国会合による裁判官の選挙がおこなわれ、18名の裁判官が選出された。その内訳は、刑事法専門家10名、国際法専門家8名、男性11名、女性7名である。(36条8項a、iiiにおいて、女性および男性裁判官の公正な配分が謳われている) 検察官および次席検察官は4月に選出される予定である。⁽¹⁰⁾ このように、国際刑事裁判所は2003年には活動を開始する態勢にあるが、本裁判所の設立は国際法および重大国際犯罪抑止の観点からいかに評価されるであろうか。本章では、裁判所設立の意

義および問題点について論評する。

1 国際法による個人処罰の原則の確立

従来、国際犯罪を犯した個人の処罰は、麻薬犯罪、国際テロ犯罪および戦争犯罪のように、条約又は慣習国際法により国際犯罪と定められ、各国に処罰の義務が課せられるのが通例であった。すなわち、各国が国際法上の義務として、必要な国内立法を行い、個人の刑事責任を追及するのである。これに対して、国際刑事裁判所は、国際法廷において国際法を直接適用することによって、個人を処罰する制度である。個人の国際犯罪を国際法に基づいて処罰する制度をはじめて確立した点で、国際法の新たな発展をもたらすものであり、画期的な意義をもつといえよう。

20世紀を通じて、多くの戦争、内戦において非人道的行為が繰り返されたが、多くの場合、国家ないし軍の指導者が責任を負うべきこれらの犯罪について、国内裁判所が有効に機能したことはない。臨時国際法廷で戦争犯罪および人道犯罪を裁いた4度の例を除いて、「不処罰」が原則化していたのである。国際刑事裁判所は、このような「不処罰」はこれ以上許容されないという法意識にもとづき、強い国際世論の後押しを受けて成立したものである。裁判所が今後、十分にその機能を発揮し、いかなる重大国際犯罪も、裁判所において訴追されるという意識が定着すれば、確実にかかる犯罪の抑止に貢献するであろう。

2 条約に基づく国際機関—非締約国との関係

国際刑事裁判所を国連の一機関として設立する選択もあり得たが、その方法はとられなかった。国連の機関となるためには、特に憲章改正を要する場合は、安保理常任理事国の一致した賛成が必要であるが、本裁判所設立に対して、少なくとも当初は、英国を除く常任理事国は消極的であった。したがって、規程という条約の形で締約国間の合意として、設立されたのであ

るが、このことは、裁判所の機能とある意味では矛盾する構造的問題を孕んでいた。すなわち、国籍を問わずあらゆる個人を訴追対象とする裁判所は、非締約国国民も対象とするからである。そして、この点が外交会議で大きな問題となった。条約は条約の当事国のみを拘束するというのが条約法の大原則である。この原則に基づいて、裁判所が非締約国の国民に対して、同国の同意なく、管轄権を行使することは国際法に反するとの主張が行われた。しかし、この主張は二つの視点から検証されなければならない。

第一に、裁判所の対象犯罪のように（そのすべてでないにしても）、個々の国の法益ではなく国際社会全体の法益を侵害するものとして、普遍的管轄権が認められるものについては、被疑者の本国はいかなる国による管轄権行使に対しても反対することはできない。この状況が国際刑事裁判所には適用されないとする理由は何であろうか。言い換えれば、ジェノサイド罪、人道に対する罪などは国際刑事裁判所規程で対象犯罪とされる以前に、慣習国際法上の国際犯罪であり、普遍的管轄権が認められているのである。更に言えば、国際テロ犯罪など多くの条約で国際犯罪として普遍的管轄権が認められているものがあるが、上記主張を行っている国（米国）もこれら条約の締約国として、非締約国国民に対して管轄権を行使し得る立場にあることも指摘されなければならない。

第二の論点として、条約がある国を拘束するということは、何らかの形で当該国の権利を制限（又は義務を賦課）することを意味するが、裁判所が非締約国の国民を訴追することがそれにあたるかどうかの問題である。一般的に、国家は外交的保護権により在外自国民がその身体、財産に受けた損害に対し、当該国に救済を要求し得る。この権利に基づいても、裁判所による管轄権行使自体に対して何らの請求は出来ないが、それが不当な方法で行使され、正義の否定（denial of justice）にあたる場合、救済を要求できることとなろう。問題は、規程上、非締約

国にはその道が閉ざされているのかどうかであるが、この点は充分検討する必要がある。

3 規程締約国、非締約国の協力

国際刑事裁判所が期待される機能を果たし得るかは、規程内容のみでは判断できず、将来の活動の実態をみなければならない。そのために最も重要なのは、関係国の協力である。まず、出来る限り多くの国の参加が望まれるが、2003年3月10日現在の規程当事国（批准ないし加入した国）は89か国であり（署名国は139か国）、アジアおよび中東諸国が少ないという偏りがみられる。参加国の数もさることながら、その中身がより重要である。規程採択の表決で反対した国の中に米国および中国、棄権した国の中にインドという大国が含まれていることが明らかになっており、この点は裁判所の活動に大きな影を落としている。

特に、米国は規程に反対するのみでなく、裁判所の機能を積極的に阻害する動きを示している。米国は、クリントン政権末期の2000年12月31日（署名の開放最終日）、署名を行ったが、批准の意図を伴って行ったものではなく、その後反対の立場を明確にしたブッシュ政権は2002年5月6日付の書簡により、規程の当事国にはならない意図を正式表明した。また、規程発効直前の2002年6月30日に、安保理で国連PKO（平和維持活動）の「ボスニア・ヘルツェゴビナ派遣団」の任期6か月延長が検討された際、米国がPKOの米軍派遣要員について、国際刑事裁判所で訴追を受けない保障を求めた結果、同年7月12日、安保理決議1422が採択された。この決議は、規程16条に従って、国連の平和維持活動に従事しているPKO要員がその後1年間、国際刑事裁判所によって捜査、訴追されないことを求めるとともに、以後もかかる要請を継続する意図を表明している。国際刑事裁判所は、規程16条に従ってこのような安保理の要請を受け入れる義務があり、本決議は、実質的に国際刑事裁判所が将来にわたり、「国連により設立

又は承認された活動に関わる行為又は不作為」をその管轄外に置くことを意味する。米国の懸念の背景には、旧ユーゴ裁判所の審理において、コソボ危機のユーゴ空爆（1999年）の際の国際旅客列車の誤爆が取り上げられ、米人パイロットのジュネーブ条約違反（軍事目標でない民用物への攻撃）が問われた事件（裁判所は告発を却下）があると言われる。⁽¹¹⁾ 米国は、さらに、米国人を国際刑事裁判所に引渡さないことを確保する二国間協定の締結を働きかけており、そのような協定を2002年8月以降、ルーマニア、イスラエル、タジキスタン等と結んでいる。米国の同盟国以外の国に対しては軍事援助の継続を、NATO加盟候補国に対しては加盟支持を条件として提起していると言われ、かかる行動には裁判所設立を主導してきたEU（欧州同盟）諸国は反発を強めたが、EUも一枚岩ではなく、同年9月30日のEU外相理事会はEU各国の自主決定に委ねるとの形で、二国間協定を認める（ただし、米国による自国での捜査、訴追を条件とする）決定を行った。⁽¹²⁾ なお、米国は日本に対しても同様の協定締結を要請している。⁽¹³⁾ このように、特定の国の軍隊を事実上免責扱いにすることは、法の公平な適用に反し、裁判所の権威を著しく損なうものである。

4 国際刑事裁判所の独立性と管轄権

司法機関がその機能を充分果たすためには、外部からの干渉を避け、独立性を保つことが不可欠である。国際刑事裁判所の場合、その独立性は国連安保理との関係で問題となり得る。すなわち規程上、安保理は、憲章7章の下での決定により裁判所の捜査、訴追を停止することができる。安保理が、7章の措置として「平和に対する脅威」などの認定を行い、加盟国のとるべき措置を勧告又は決定しているときは、裁判所の捜査等がその妨げになる場合、安保理の行動を優先させる趣旨である。国連の平和維持機能を重視するこの規定は、同時に、裁判所を政治的考慮に基づいて行動する安保理の影響下に

置くことを意味する。裁判所の扱う重大犯罪の多くは国際的又は国内的紛争に関わることで、安保理の関心事項であることを考えれば、本規定は裁判所の機能をかなり制限することになりかねず、その独立性の観点からは問題なしとしない。安保理の裁判所に対するコントロールが強く発揮されることになると、実質的に「国連裁判所」化することは避けられないと思われる。

次に、「補完性の原則」の下、裁判所の管轄権は国内裁判所との関係で制約を受ける。対象犯罪に対して、まず、国内裁判所が刑事管轄権を行使することが義務づけられる。(前文6項)その上で、国際刑事裁判所は各国の刑事裁判権を補完する役割を担っている。規程の目的は、重大国際犯罪人が処罰されないまま放置されるのを防ぐことであり、それがどの裁判所で訴追されるかは、二次的な問題とも言える。そして、国際刑事裁判所が超国家機関でない以上、国内裁判所の役割をまず優先するのは、現実的な解決策であり、多くの国の参加を得る方策でもあった。

管轄権に関しては、規程の非締約国との関係においても一定の制約を受ける。裁判所が管轄権を行使できないのは、犯罪地国および被疑者国籍国がともに非締約国であり、かつ裁判所の管轄権行使を認めないときである。このようなケースは稀であるように見えるかもしれないが、実際には大きな問題となり得る。何故なら、近年、国内的紛争（犯罪地国と被疑者国籍国が同一である）に伴う人道犯罪が少なくないからである。国内的紛争では、当該国が非締約国の場合、紛争後の政権交替がない限り、裁判所の管轄権に同意する可能性は少ないし、また、自ら国内裁判所で訴追することは、到底期待できない。旧ユーゴ裁判所およびルワンダ裁判所は、国内裁判所に対して優越する管轄権をもつために、旧政府側責任者を訴追しているが、それでも、一部の起訴対象者の裁判所への引渡しは実現していない。この問題の解決のためには、出来るだけ多くの国を規程参加国に取り込むほかない。

5 日本の立場

日本は、規程作成交渉の最終段階で管轄権の問題をめぐって交渉が難航した際、妥協案を提案するなど、交渉妥結に向けて積極的役割を果たしたと言われる。⁽¹⁴⁾ その立場は、最大多数の諸国の参加を得て、裁判所が充分機能し得るよう、現実的立場に立っての調整努力を行ったものと理解される。そして、規程に賛成したわけであるが、日本は規程を署名、批准していないばかりか、今後速やかに加入の手續きがとられる見通しもない。各国は、規程上の義務として、規程に定める国際犯罪に対し国内刑事裁判権を行使することが求められていると解釈され、規程当事国としては、そのために必要な国内法があることが望ましいとみられる。日本の場合、これに該当するのは、まず、ジュネーブ条約関連である。1949年のジュネーブ4条約は批准しているが、特に捕虜の扱い等、国内法が未整備なものがある。1977年のジュネーブ条約追加議定書については、批准もしていない。ジェノサイド条約（1948年）についても同様である。このように、従来国際人道法への取組みの遅れが国際刑事裁判所への参加の遅延を招く原因となっている。

おわりに

2002年に独立国家となった東チモールでは、2000年、東チモール国連暫定行政機構(UNTAET)の管理下で、東チモールの住民投票前後の騒乱状態で多発した虐殺など人道上の犯罪を裁くための特別法廷が設けられた。(その設置法令では犯罪構成要件などについて、国際刑事裁判所規程をそのまま準用している。)カンボジアでは、旧ポルポト政権下での大量虐殺の責任者を訴追する特別法廷を設置するための協議が、カンボジア政府と国連の間で続けられている。人道犯罪などの重大犯罪の責任者を不問のまま放置しないという流れは、国際的に定着しつつある。国際

刑事裁判所の設立もこの流れに沿ったものであるが、上記2例と異なるのは、常設の国際裁判所という点である。(上述の2例はいずれも国内法に基づく法廷) 主権国家の併存という状態にある国際社会の中で、国際的な公権力の行使に相当する刑事裁判権を行使する国際刑事裁判所に対して、不信感を抱く国があることは、ある程度理解できることである。米国の対応に見られるのは、政治的に悪用されるのではないかとの懸念も含めて、将来の不確定さに関する懸念が非常に強いことである。旧ユーゴ裁判所、ルワンダ裁判所と違って、不確定な将来の事態に適用されるという不安感である。国際刑事裁判所がこの障害を乗り越えて機能するためには、公正で、諸国の信頼を集めるような形で、活動できるという実績を作ることが必要である。そのことによって、すべての重要な国の参加を得て普遍的な機関となれば、国際刑事裁判所は21世紀の国際秩序の一端を担う重要な国際司法機関となるであろう。

注(1) 奴隷売買については、コンゴに関するベルリン会議一般議定書(1885年)、ブラッセル奴隷禁止条約(1890年)、ジュネーブ奴隷条約(1926年)および右条約を補足する条約(1956年)が主要なものである。麻薬取引については、ハーグ国際アヘン条約(1912年)、麻薬に関する単一条約(1961年)、向精神薬に関する条約(1971年)、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約(1985年)などがある。戦争法規違反については、ハーグ陸戦法規(1907年)、ジュネーブ諸条約(1949年)、右条約に対する追加議定書(1977年)が主なものである。国際テロ犯罪については、ハイジャックに関する東京条約およびハーグ条約(1963年と1970年)をはじめとして、12の条約が結ばれている。

(2) 「ニュルンベルグ諸原則」は1947年の国連総会決議に基づき、1950年、国際法委員会が採択した。以下の項目を含む。

- ① 国際法上の犯罪を行った者の刑事責任
- ② 国内法が刑罰を課していないことを理由とする

国際法上の刑事免責の不可

- ③ 国家元首もしくは責任のある国家機関として行動したことを理由とする刑事免責の不可
- ④ 道徳的選択が可能な場合における上官命令抗弁の不可
- ⑤ 法と事実に関して公平な裁判を受ける権利
- ⑥ 平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪の可罰性
- ⑦ 上記犯罪を犯す共犯の可罰性

(3) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は、1993年5月25日の安保理決議827に基づき、オランダのハーグに設置され、1991年以降の旧ユーゴスラビアにおける重大な国際人道法違反に責任を有する個人を訴追する。2003年2月現在、81人を起訴、うち55人について審理中。ルワンダ国際刑事裁判所は、1994年11月8日の安保理決議955に基づき、タンザニアのアルーシャに設置され、1994年1月1日から12月31日までの間、ルワンダで行われたジェノサイドおよびその他の国際人道法の重大な違反に責任を有する個人および周辺国で同様の違反行為を行ったルワンダ人を訴追する。現在までに、70人以上が起訴され(うち、60人以上が裁判所により拘束)、7人の有罪、1人の無罪が確定。いずれの国際裁判所も国内裁判所に対して優越する管轄権を有する。

(4) 規程8条2項(b)の掲げる26項目。

- ① 文民に対する攻撃
- ② 民用物に対する攻撃
- ③ 人道援助活動又は平和維持活動の要員に対する攻撃
- ④ 全体としての軍事的利益との比較において明らかに過剰な文民若しくは民用物の損害又は自然環境の広範、長期的かつ深刻な損害が生じることを了知しての攻撃
- ⑤ 無防衛かつ軍事的ではない都市に対する攻撃
- ⑥ 投降戦闘員の殺傷
- ⑦ 休戦旗、敵国旗若しくは国連旗等の不正使用による人員の殺傷
- ⑧ 占領国による自国民の被占領地への移送又は被占領地住民の追放

- ⑨ 軍事目標である場合を除く宗教、教育等の施設、歴史的記念物、病院等に対する攻撃
 - ⑩ 敵権力内にある者への医学的実験
 - ⑪ 背信の行為による敵国人の殺傷
 - ⑫ 助命拒否の宣言
 - ⑬ やむを得ない場合を除く敵財産の破壊又は押収
 - ⑭ 敵国民の権利・訴権の消滅、停止又は裁判上不受理の宣言
 - ⑮ 敵国民を強制してその本国に向けた作戦に参加させること
 - ⑯ 都市、地域の略奪
 - ⑰ 毒又は毒を施した兵器の使用
 - ⑱ 窒息性、毒性又は類似のガス、物質等の使用
 - ⑲ ダムダム弾の使用
 - ⑳ 過度の傷害又は不必要の苦痛を与える兵器又は無差別的効果を有する兵器の使用
 - ㉑ 個人の尊厳に対する侵害
 - ㉒ 強姦等の性的暴力
 - ㉓ 特定の地点等が軍事活動の対象にならないよう文民等を利用すること
 - ㉔ ジュネーブ諸条約の保護標章を使用する建築物、部隊および要員等に対する攻撃
 - ㉕ 生存に不可欠なものを奪うことにより文民を餓死させること
 - ㉖ 児童の徴兵、敵対行為への参加のための使用
- (5) 規程 8 条 2 項(e)の掲げる12の行為は、8 条 2 項(b)の①—③、⑨—⑬、⑯、㉒、㉖の11行為および次の1項。
- ⑧ 安全又は重大な軍事的理由が必要とする場合を除く文民の移動命令
- (6) 安保理は、朝鮮戦争、フォークランド紛争、湾岸戦争等の原因となった事態について、「平和の破壊」と認定している。伊藤哲朗「テロリズム規制における国際法」『レファレンス』617号、2002. 6、pp.23-24.
- (7) 岡田泉「国際刑事裁判所の管轄権」『国際法外交雑誌』98巻5号、1999.12、pp.87-90.
- (8) 国際刑事裁判所の組織は、裁判所の運営に責任を有する統括部、上訴裁判部、第1審裁判部および予審裁判部から成る裁判部、非訟部分の運営に

あたる書記局および検事局から構成される。裁判官は18名で、いずれかの裁判部に配属され、その中から所長および2名の副所長が任命される。これらは任期8年で、締約国から選出され、少なくとも、9名の刑事法の専門家および少なくとも、5名の国際法の専門家を含む。検察局は検察官、次席検察官およびスタッフから成り、前2者は同様に締約国により選出される。

- (9) 自由権規約は、正式には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」であり、B規約とも称せられる。1966年、国連総会で採択され、1976年、発効した。個人の市民的、政治的諸権利の国際的保障を定めている。
- (10) 国連ホームページ <<http://www.un.org/law/icc>>
- (11) 『読売新聞』2002. 7. 12.
- (12) 『読売新聞』2002.10.2.
- (13) 『朝日新聞』2002. 8 .17、『読売新聞』2002. 8 . 23.
- (14) 小和田 恆、芝原邦爾「ローマ会議をふりかえって」『ジュリスト』No.1146、1998.12.1、p.22.

参考文献

- 安藤泰子「国際刑事裁判所の理念」成文堂、2002.
- 小和田恆「国際刑事裁判所設立の意義と問題点」『国際法外交雑誌』98巻5号、1999.12.
- 愛知正博「国際刑事裁判所規程の刑法総則的規定—刑事法の視点から」『同上』
- 岡田 泉「国際刑事裁判所の管轄権」『同上』
- 藤田久一「国際刑事裁判所構想の展開—ICC規程の位置づけ」『同上』
- 真山 全「国際刑事裁判所規程と戦争犯罪」『同上』
- 小和田恆、芝原邦爾「ローマ会議を振り返って—国際刑事裁判所設立に関する外交会議」『ジュリスト』No.1146、1998.12.1.
- 名取俊也「国際刑事裁判所における刑事手続の概要」『同上』
- 松田 誠「国際刑事裁判所の管轄権とその行使の条件」『同上』

(外交防衛調査室 ^{いとう てつお}伊藤 哲朗)